

中井町名義後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、各種の事業又は行事を実施する団体（以下「主催者」という。）の活動に対し、中井町が名義後援（中井町が経費の負担をせず、事業の趣旨に賛同し、援助の意を名義上、表することをいう。以下同じ。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 町長は、主催者から名義後援の申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

(1) 事業内容に関する基準

ア 教育、文化、スポーツ又は学術等の向上及び普及振興に寄与するもので、公共性があると認められる事業又は行事であること。ただし、宗教活動、政治活動又は営利を目的にすると認められるものは除く。

イ 中井町の事務事業又は施策に反しないものであること。

(2) その他の基準

ア 主催者の組織等が明確で、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

イ 全町的範囲又は広域を対象としたもので、広く一般を対象とするものであること。

ウ 会費、入場料、参加費等その他参加者に求める負担が無料又は社会通念上適当と認められる額であること。

エ 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止について十分な設備措置が講じられていること。

(名義後援の承認申請)

第3条 名義後援の承認を得ようとする主催者は、事業開始日の1箇月前までに、名義後援承認申請書（第1号様式）に事業計画書及び予算書（参加者に負担を求める場合に限る。）を添付して町長に提出しなければならない。

(名義後援の可否決定通知等)

第4条 町長は、前条の申請を受理したときは、その可否を決定し、主催者に通知するものとする。

2 町長は、必要と認めるときは名義後援の承認に条件を付することができる。

(名義後援の決定の取消し)

第5条 町長は、主催者が虚偽の申請により承認を受けたことが判明した場合、承認に際して付した承認条件に違反した場合又は承認決定後において事業内容を変更した場合その他町長が承認の取り消しを必要と認めた場合においては、名義後援の決定を取り消すことができる。承認の取消しにより主催者が損害を受けた場合においても、中井町は一切その責めを負わない。

(事業実施報告)

第6条 名義後援の承認を受け、事業を実施した主催者は、当該事業終了後1箇月以内に、事業報告書（第2号様式）に参加者に負担を求めた場合においては決算書を添付して、町長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。